

日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害賠償請求事件訴状

作成 中国人戦争被害賠償請求弁護団
発行 中国人戦争被害者の要求を支える会

目 次

第一章　事件の趣旨	4
第二章　事件の原因	5
第一節　はじめに	4
第二節　本件事件の基底にあるもの	5
第三節　「遺棄毒ガス砲弾等に よる被害事件」の調査の経緯について	16
第三章　中国に遺棄された毒ガス・爆弾・砲弾等化 学兵器などの遺棄に至る歴史的事情とその 実態及び今後の被害発生の危険性について	7
第四章　本件原告と被害事実	22
第五章　被告国の損害賠償責任	26
第六章　原告らの被つた被害	39
第七章　附録	49

当事者及び代理人

別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害賠償請求事件

訴訟物の価額金 一九九、九八〇、〇〇〇円

貼用印紙額金 訴訟救助申立

記

請求の趣旨

一、被告は

- 1、原告孫 景霞、同李 臣、同劉 振起に対しそれぞれ金二〇〇〇万円
- 2、原告邢 世俊、同仲江、同司 明貴、同孫 文斗に対しそれぞれ金二〇〇〇万円
- 3、
 - (1) 原告張 淑云、同齊 正剛に対し、それぞれ金一〇〇〇万円
 - (2) 原告邪 淑芳、同劉敏、同劉波に対し、それぞれ金六六六万円
 - (3) 原告齊 広春に対し、金二〇〇〇万円

及びこれに対する訴状送達の翌日から年五分の割合による金員を各支払え。

二、訴訟費用は被告の負担とする

との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第一　はじめに

本事件の目的・特質について

この事件は、日本による侵略戦争であつた日中一五年戦争における日本国の戦争責任を追及すると共に、旧日本軍が敗戦時において、無責任にも、中国各地に遺棄した毒ガス・砲弾などに因つて、悲惨な傷害を受けた中国の人々及びそれによつて死亡した人々の遺族が原告となつて、日本国政府に対し損害賠償を請求することを目的とする訴訟である。

本件事件には、次に述べるような特殊な性格と事情がある。以下その特殊な性格と事情について個別具体的に述べる。

第一に、本件訴訟の原告らは、現在では、僅かに一三人に過ぎないが、この原告の背後には、中国政府の公表によれば、二〇〇〇人を超える被害者が存在しているのである。本件事件は、まさに、本件原告らが、自らの権利を主張しない多くの被害者の代表的役割を担つて提起した訴訟であるという特殊な性格を持つものなのである。

第二に、本件事件は、その総てが、日本帝国による中国に対する侵略戦争であつた日中一五年戦争の日本の敗戦時に、その原因が設定され、戦争の終結以後に、その結果としての事故が発生してゐるのである。本件原告をはじめとする中國の民衆にとって、本件事件は、今日・今夜も、そして明日にも何処かで突然に発生する「現実的な可能性」のある事件なのである。旧日本軍による遺棄毒ガス・爆弾・砲弾被害事件に関する限りは、中国の民衆にとって、尚未だに中国大陆の河川・原野・山林・農耕地帯そしてハルピンなどの大都市の繁華街の地下においてすらも、旧日本軍の遺棄した残虐にして違法・不当な侵略戦争という悪魔の残滓とでもいべき遺棄毒ガス弾・毒ガス缶や砲弾等が無辜の中国の民

衆を殺傷せんと待ち構えているという状況は、旧日本軍によるあの悪夢のような日中一五年戦争の表現なのである。

第三に、本件事件において、被害発生原因の主役として登場する遺棄毒ガス弾・缶は、第二次世界大戦終結以前の時期においても、国際法上その使用は違法とされていた。まして、一九九七年四月二九日に発効する「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」にあっては、毒ガスを典型とする化学兵器の違法性は、更に明確化され、其の生産・保有を含め化学兵器の全面的な禁止を定めており、更にその保有国とこれを過去に他国に遺棄した国に対して、その発効後一〇年以内にその化学兵器の総てを廃棄することを義務付けている。

第四に、後に詳述するように、本件事件は、日本政府が過去六回にも及ぶ中国現地調査によつて「旧日本軍によつて遺棄された毒ガス・爆弾・砲弾等のおおよその実態とそれによる被害の状況」を、既に、認知している事件なのである。本件事件についての政府による調査は、既に六回にも亘つており、日本政府は、本件事件の実態を既に認識し把握しているのである。しかしそれにもかかわらず、日本政府は、本件事件の悲惨な結果である中国の民衆の蒙つた被害については、未だに何も語ろうとしないのである。

第五に、本件事件においては、日本政府は、自ら行つた調査によつて、明らかとなり、承認せざるを得ないこととなつた「遺棄毒ガス・爆弾・砲弾等」については、後に述べるように、現在まで、戦後処理の諸問題について無責任な態度をとり続けてきた政府も、その廃棄処理と云う物的処理についての責任とその履行義務を認めざるを得なくなつたことは前述の通りであるが、それにも拘わらず、その「遺棄された毒ガス・爆弾・砲弾等」の廃棄処理義務の不履行の結果として発生した事故の直接の被害についての損害賠償責任の存在を否定する。しかしながら廃棄処理の義務を認めた以上その義務の不履行により発生した事故によつて生じた損害が賠償されねばならないことは自明であろう。又、前述の化学兵器禁止条約の趣旨から見ても、「遺棄毒ガス・砲弾等」の化学兵器を原因とし、現在も続く人の生命や身体に対する加害については、その物的原因の除去義務と共に、その被害者に対する被害賠償義務が、当然に、含まれているも

のとされなければならないのである。

第二 本件事件の基底にあるもの

本件事件の本質・日本国による戦争責任と日中一五年戦争について

一、日中一五年戦争は、日本国による中国に対する侵略戦争であった。

一八七四年明治維新政府に因る「台湾征討決定」、日清・日露戦争、韓国併合、第一次世界大戦を経て、一九三一年九月一八日に始まり一九四五年八月十五日に終わる所謂日中一五年戦争が、かつての絶対主義的天皇制国家であつた日本の中国に対する侵略的戦争であつたことはすでに歴史的に実証されている事実である。

この戦争において、日本軍は、中国の各地で、殺傷・強姦・強盗略奪の限りをなし、女性に対しては、慰安婦と称してこれを性的奴隸とし、男性に対しては、これを拉致又は、強制的に連行して労働を強制する等と残虐非道としか言いようのない行為に及んでいる。

私ども、「中国人被害者賠償請求弁護団」は、「七三一部隊・南京大虐殺等」・「第一次・第二次慰安婦」・「強制連行」・「平頂山虐殺」事件についての損害賠償請求事件訴訟を提起している。そして、本件事件は、これらの事件とその本質において、全く同一の事件である。何となれば、日本帝国と旧日本軍は、此の戦争の相手が、西欧やアメリカでなくて、中国に対する戦争であつたが故に、その占領地に、大量の弾薬・毒ガス兵器を持ち込み配備し、遺棄し得たのである。

原告らが蒙つた遺棄毒ガス・砲弾等による被害の本質及びそれについての日本国の法的責任を問題とするとき、それら問題の基底にあるものとしての日中一五年戦争に関する近現代史上的基本的な事実と問題点の認識を欠くこ

とはできない。

二、日本国との戦争責任と本件訴訟の歴史的意味・国際的意義について

日中友好の二〇〇〇年に近い歴史の後に絶対主義的天皇制をとる大日本帝国による、中国に対する七〇年程の侵略戦争の歴史があった。この七〇年という短いが過酷にして不幸な歴史は、日中友好関係を、一度は、完全に、破壊した。しかし私どもが、此の七〇年の侵略の歴史を真摯にそして徹底的に反省し、謝罪し、その再現を、未来永劫に許さないと決意したときに、私どもは、日中の眞の友好関係を再び蘇らせることができるであろう。私は、そのためにこそ、本件訴訟を敢えて提起したのである。日本帝国による中国に対する侵略戦争の歴史的な根は深く長いそれ自身の歴史を持っている。

しかし、ここでは、明治維新によつて誕生した近代天皇制国家日本が、日中一五年戦争において犯した「戦争犯罪」と云うべき日本軍の諸行為について、現代の日本政府は、そして日本の政治家と自称する人たちは、如何に対処してきたか、如何に対処すべきであったかについて、戦後のドイツ国家及びドイツの政治家の言動と比較して、以下、若干、考察してみたい。

「罪の有無、老幼いすれを問わず、我々の全員が、過去を受けねばなりません。全員が、過去からの帰結に拘わり会つており、過去に対する責任を負わされているのです。

心に刻みつけることが、なぜかくも重要であるかを理解するため、老幼互いに助け合わねばなりません。又助け合えるのです。

問題は、過去を克服することではありません。後になつて過去を変えたり、起こらなかつたことに対するわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしないものは、又そうした危険に陥りやすいのです。」（ヴァイツゼッカー演説、永井清彦訳『荒れ野の四〇年』
岩波書店 ヴァイツゼッカー大統領演説集一〇頁）

これは、一九八五年五月八日、当時のヴァイツゼッカー・ドイツ大統領が、ドイツ敗戦四十周年にあたってドイツ連邦議会で行つた有名な演説の一部である。このヴァイツゼッカー大統領の演説は、内外の人々に深い感銘を与えた多くの人々の賛同を得たものであった。

この演説に象徴されるドイツの自らの戦争責任と加害責任に対する真摯で誠実な反省と謝罪の姿勢は、戦後五〇年を通じて終始一貫している。ドイツは敗戦後間もない一九四九年から謝罪と補償を始め、これからも続けようとしている。このようなドイツの多年にわたる一貫した謝罪と補償の積み重ねこそが、諸国民のドイツに対する信頼と更には尊敬の念をさえ育んできたことは周知の事実である。これに対して、ドイツと同じ侵略国の立場に立つ日本政府の侵略と加害行為に対する対応は、これまであまりにも誠意に欠けていたといつてよい。そしてこの日本政府の姿勢こそがアジア諸国民の日本に対する信頼を損なつてきたことは、国内外の多くの人々が指摘し続けてきたところである。

日本の保守党政治家や閣僚が、植民地支配や侵略戦争を正当化したり日本軍の残虐行為を否定する発言を性懲りもなく繰り返し、その都度アジア諸国厳しい批判を浴びて発言を撤回し、あるいは閣僚を辞任せざるをえないという醜態を繰り返してきたことも周知のとおりである。また昨年六月の衆議院の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」も敗戦後五〇周年という重要な節目の年に、過去の歴史に決着をつけるという謳い文句でなされたものであつたが、その内容には遂に謝罪の文字に入れられず、わが国の植民地支配や侵略戦争の正当化としか理解できないような文言が含まれていたため、中国をはじめとするアジア諸国から厳しい批判を浴びたことは記憶に新しい。

このように日本が厳しい批判の眼で見つめられている状況の下で、政治家たちが果たしえなかつた日本への信頼回復が、日本の司法の手によって可能とされるか否かが、本件訴訟で問われている最も基本的な問題なのである。この訴訟の成りゆきは、中国その他のアジア諸国はもとより、世界の国々から注目されるといつてよい。原告は、本件審理にあたつて貴裁判所がこのような本件訴訟が持つ歴史的な意味、国際的な意義を強く自覚されることを希望する。

アジア・太平洋戦争における日本軍によるアジア諸国民の犠牲者は実に一、〇〇〇万人にのぼるといわれている。

一九三一年以来一九四五年まで、一五年の永きにわたつて日本軍の侵略を受けた中国の犠牲は特に甚大であった。

一九三七年の盧溝橋事件以降だけでも中国軍民の死者は、約九〇六万人にのぼつた。日本軍は、南京大虐殺をはじめ中国各地で中国人多数を極めて残虐な方法で殺傷し、強姦し、財産を奪い、「従軍慰安婦」と称して中国人婦女を拉致して性的奴隸とし、あるいは中国人を日本に強制連行して極めて惡劣な条件の下で過酷な労働に従事させたなど、中国の人々に甚大な被害を蒙らせた。その残酷さは、多くの中国人捕虜などを「マルタ」と称して細菌兵器開発のための人体実験に供した七三一部隊の所業に象徴的に示されている。それはまさに悪魔の仕業というに応しい非人間的行為であった。

このため、生き残つた人々や殺害された人々の遺族は、戦後五〇年を経過した今日もなお筆舌に尽くしがたい精神的・身体的痛苦を味わつてゐる。これに対し、日本政府は個人の被害者に対する謝罪と賠償を戦後五〇年もの間全く行つてこなかつた。

しかしながら、自国の犯した罪科について、被害者に対し、政府として謝罪と賠償を行うことは、人道上の道義的義務であるばかりでなく、今日の国際法上の法的義務である。

戦後五〇年以上が経過し、既に謝罪と賠償とが遅きに失していること、及び被害者やその遺族が高齢に達することを考慮すれば、右の謝罪と賠償とはできるだけ速やかになされなければならないことはこれ以上多言を要しまい。

三、日中一五年戦争の概略について

1 その前史——近代日本の中国政策——

日本の对外膨張政策は明治期以来一貫したものであつたが、その最初の本格的な現れは、一八九四、五年の日

清戦争であった。この戦争は、朝鮮支配を目指す日本が、当時朝鮮の宗主国であった清国の影響力を朝鮮から排除するために行つた鬭いであり、朝鮮に対する侵略戦争であった。この戦争に勝利した日本は、下関条約により朝鮮国の「独立自主」を清国に承認させ、遼東半島・台湾・澎湖列島を割譲させ、邦貨に換算して約三億円という巨額の賠償金を得た。ついで一九〇一年には、北京議定書により、日本は列強と共に公使館防衛のために公使館所在区域内に常置護衛兵を置く権利及び首都・海浜間の自由交通を維持するために必要な各地点を占領する権利を獲得した。これにより日本は、同年清国駐屯軍（一九一二年に支那駐屯軍と改称）を編成し、司令部を天津に置き、天津・北京・山海关などに陸軍部隊を配置した。これより先一八九八年に日本は天津に専管租界を設置している。

一九〇四年、五年の日露戦争により、日本は、先に日清戦争後の露・独・仏の三国干渉により放棄させられた大連・旅順を含む遼東半島先端部の租借権を獲得し、ここに関東州を設け、関東都督府（のちの関東庁）を置いた。また帝政ロシアが所有・経営していた東清鉄道のうち南満支線の長春・大連間、安奉線（安東—奉天）その他を獲得し、一九〇六年にはその経営のために南満州鉄道株式会社を設立した。また右の沿線地方の行政権・警察権を得て、鉄道警備のための鉄道守備兵駐屯地をも取得した。この関東州の防備と鉄道守備のために配置された日本軍が後の関東軍である。そして、一九一〇年に日本は韓国を併合し、これを植民地とした。

これが一九三一年のいわゆる満州事変に始まる日中一五年戦争の前史であり、以上によつて、日本は対中国全面侵略への基礎を固めたのである。

2 滿州事変——日中一五年戦争の発端——

その後日本（関東軍）は、謀略を用いては軍事的介入を試み、満蒙全域の支配を狙うが、その最も典型的なものが、一九三一年九月一八日の柳条湖事件に始まるいわゆる満州事変である。これが一九四五年の日本の敗戦によって幕を閉じることになる一五年戦争の発端であった。

一九三一年九月一八日午後一〇時過ぎ、奉天（現在の瀋陽）から東北約七・五キロの柳条湖で、「支那正規軍」

が南満州鉄道を爆破したという口実の下に、関東軍が柳条湖北五〇〇メートルにある中国東北辺防軍の兵営である北大営を攻撃した。しかし南満州鉄道の線路上に爆薬を仕掛けたのはほかならぬ関東軍（独立守備歩兵第二大队第三中隊の将校及び兵卒）であり、爆発音を起こしただけで線路は破壊していなかつた。事件は完全に関東軍の謀略であつた。

侵略を開始した関東軍は翌一九三二年には満州の主要部を占領し、関東軍に帰順した各省府らによる「東北行政委員会」なるものを設置し、同年三月一日、同委員会をして「満州國」建国宣言を行わせた。関東軍は、第一次天津事件（一九三一年一一月、奉天特務機関長土肥原賢二大佐の謀略により天津で暴動が起こされた。）に乗じて天津から連れ出した清朝廢帝の愛新覺羅溥儀を満州国執政に就任させ（後に満州国皇帝）、日本は、国際連盟が派遣したリットン調査団の報告書発表の直前の一九三二年に先手を打つて満州国を承認した。満州国は、日本本の傀儡国家であり、植民地にほかならなかつた。同年一〇月に発表されたリットン調査団の報告書は、日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置と認めることはできず、満州国は自発的な独立運動によつて成立したものとは考えられないし、日本側の主張を完全に否認した。翌一九三三年三月に日本は国際連盟を脱退し、国際的な孤立化を深めた。同時に日本はその後次第に米英との対立を深めてゆき、一九四一年に勃発するアジア太平洋戦争への道を突き進むことになる。

関東軍は更に熱河省の満州編入を図り、一九三三年一月以降熱河省に侵攻し、同年四月以降長城線を突破して河北省に侵攻した。この戦闘は同年五月の関東軍・国民政府軍間の塘沽停戦協定で停戦に至つたが、日本の膨張政策にとつては、それはあくまでも一応の停戦でしかなかつた。

他方「満州」国内では、日本による支配からの解放・独立を求める反滿抗日闘争が随所で起きた。関東軍はこれを「匪賊」と称し、「匪賊」討伐に乗り出しが、その際に無辜の住民を虐殺することが少なくなつた。一九三二年九月に発生した平頂山の全住民虐殺事件はその代表例である。

これより先、一九三二年一月にはいわゆる第一次上海事変が起こされた。同月、上海で日本人居留民と中国人との間で衝突を生じたが、この事件は、板垣関東参謀から列国の注意を満州からそらしてほしいという依頼をう

けて、上海駐在公使館付陸軍武官補佐官田中隆吉少尉が仕組んだ謀略であつた。これを契機に、日本政府は、軍艦・海軍陸戦隊を増派し、後には陸軍からも上海派遣軍が出動し、中国軍と激しい戦火をはじめるという事態を生じさせた。

3 日中全面的戦争

その後も日本の支配欲は飽くことを知らず、一九三三年の塘沽停戦協定の後、一九三五年、六年には河北の資源・市場の獲得を目指して河北の中華民国政府からの分離工作を進めた。こうした情勢下で一九三七年七月七日夜、支那駐屯軍が蘆溝橋北方永定河東岸で演習中、中国軍の陣地のある竜王廟の方向から数発の実弾が飛来した。これをきっかけに日本軍は中国軍を攻撃し、蘆溝橋付近で日中両軍の戦闘が繰り返された。同年八月一二日には上海で海軍が陸軍の派兵を要請し、翌一三日、日中両軍は交戦状態に入った（第二次上海事変）。こうして日中両軍の武力衝突は日中間の全面戦争へと発展したのである。

一九三七年一一月七日、中支那方面軍（司令官松井石根大将）が編成され、南京に向けて急進撃した。同月一七日に国民政府は首都の重慶移転を決定した。日本軍は南京への進撃途上の至る所で住民に対する略奪・暴行・虐殺・放火を行い、同月一三日に南京を占領すると、虐殺・略奪・強姦・放火など、後に「南京大虐殺」として世界を震撼させた残虐行為を繰り広げた。このとき南京城内外で殺害された中国軍民は実に二〇万人を下らないといわれている。

しかし一九三六年一二月の西安事件を契機に、いわゆる第二次国共合策が行われた中国軍民の救国抗日の意思は硬く、日本は泥沼の長期戦に踏み込むこととなつた。

4 アジア太平洋戦争——日中一五年戦争の敗戦——

中国戦線が膠着状態にあるという情勢の下で、日本は南方の資源獲得を目指して南進政策をとつた。一九四〇年九月に日本軍はフランスがドイツに敗退したのに乘じて強引に北部仏印（現ベトナム北部）に侵攻した。次い

で一九四一年七月には南部仏印に進駐した。この間一九四〇年九月には日独伊三国同盟が結ばれている。

この南進政策は日本と米英等との対立を決定的なものにした。その結果、北部仏印侵攻直後にアメリカは日本に対する屑鉄輸出を禁止し、南部仏印進駐の前後に米・英・オランダが相次いで日本資産の凍結を行い、一九四一年八月にはアメリカは対日石油輸出禁止の措置をとつたのである。それまで日本はアメリカからの屑鉄や石油といった軍需物資に依存して戦争を遂行していたから、仏印進出は自らを窮地に追いつめることにほかならなかつた。ここにおいて窮地に追いつめられた日本は、自衛のためと称して対米英蘭戦に踏み切るという重大な誤りを犯したのである。

このようにして一九四一年一二月八日にアジア太平洋戦争が開始された。しかしそれは軍国主義日本の破滅への最後の歩みであった。戦争初期の段階でこそ日本は華々しい成功を収めたが、早くも開戦翌年の一九四二年六月に日本軍はミッドウェー海戦で大敗北を喫し、これを境に日本軍は次第に劣勢に追い込まれていった。同年八月のガダルカナル戦を契機にアメリカ軍の反攻が開始され、ニューギニア・ソロモン・タラワ・サイパン・テニアン・フィリピン・沖縄と順次失陥させ、一九四五年八月六日と九日に広島・長崎に原爆が投下され、九日にはソ連が対日参戦し、遂に八月十五日に日本はポツダム宣言を受諾して降伏した。柳条湖事件に始まる一五年にわたる日本の侵略戦争は、ここに幕を閉じたのである。

四、日中一五年戦争における日本軍の残虐行為について

1 犠牲者

一五年戦争を通じて日本国民は大きな被害を被つた。その犠牲者は軍人・軍属・民間人を合わせて計約三二〇万人にものぼつた。

しかし日本軍の侵略がアジア諸国民に与えた犠牲はそれをはるかに超え、実に一、〇〇〇万人もの多数に及んでいる。当時の植民地であった朝鮮・台湾の人々の犠牲も甚大であったことはいうまでもない。

2 中國での殘虐行為

一五年戦争の間、日本軍（及び出先官僚・企業）は中国各地で残虐行為を繰り返した。既に述べた南京大虐殺や平頂山事件のほか、満州における資源収奪のため、中国人労働者は炭坑・鉱山・ダム工事などで劣悪な労働条件の下で酷使され、死者、時には重傷者が生きたままで捨てられる万人坑が各所に出現した。一九四一年から一九四三年にかけて中国共産党軍が頑強に戦っていた華北では、北支那方面軍は「中共勢力剿滅」を呼号し、焼きつくし殺しつくし奪いつくすという「三光政策」（焼光・殺光・槍光）を行い、住民の大量虐殺・村落の焼き討ち・強姦が至るところで行われた。

また日本軍は、国際法に違反した毒ガス・細菌兵器を使用した。例えば一九三九年一〇月から一九四〇年一月までの翁英作戦では、二九四発のイペリット弾、一九四一年一〇月の宣昌攻防戦では一、〇〇〇発のイペリット弾をジフェニールシアンアルシン弾とともに使用し、中国軍民に多数の死傷者を出した。

石井部隊（七三一部隊）などによる細菌戦は、一九三九年のノモンハン事件のほか、一九四〇年寧波、一九四一年常德、一九四二年浙江作戦で細菌攻撃が行われた。

蘆溝橋事件以降だけでも、中国軍民の死傷者は二、三二六万余人、そのうち死者は九〇〇万人の多数にのぼっている。

以上の事実は、帝国日本の「大東亜共栄圏」スローガンの欺瞞性と、昨今的一部官僚や保守党議員の「日本が行つた戦争はアジア諸国民を歐米の植民地支配から解放するための闘いであつた」という趣旨の発言の虚偽性を何よりも雄弁に物語つている。一五年戦争が日本の侵略戦争であつたことは、何人も否定し得ない歴史の真実である。そして日本軍の残虐行為は、一五年戦争が侵略戦争であったことの当然の帰結であつた。

第三 「遺棄 毒ガス・砲弾等による被害事件」の調査の経緯について

「遺棄 毒ガス・砲弾等」についての実態調査の経緯を含む

本件請求の事実上の根拠である遺棄された毒ガス・砲弾等に因る悲惨な被害の具体的な事実関係については、請求の原因 「第五本件原告と被害事実」において詳細に陳述するが、ここでは右の「遺棄毒ガス・砲弾・砲弾等の実態調査」と「遺棄毒ガス等による被害事件の調査」そのもの、の経緯に就いて述べる。

本件訴訟の提起という一つの具体的な権利主張という結果となつた私共弁護団の「遺棄毒ガス・砲弾・砲弾等被害事件実態調査団」による九六年五月の調査に至るまでに、中国政府による、また日本政府による、中国の民間人による、更には、日本の民間人による、その他日本の参議院議員と研究者による調査団に様々な立場からそれぞれの意図と方法による調査が行われてきた。そして、それらの調査は、毒ガス・砲弾・砲弾等が、その国内に遺棄されている国（中国）とそれらを遺棄したとされている国（日本）のそれぞれの国家の歴史的・経済的・政治的な相関関係のその時々の在り方に規定される対応状況の中で行われているのである。

たとえ一九四五年以前の時代であつても、国際法上違法性を免れなかつた非人間的で残酷な傷害を招致する毒ガスを他国の領土に遺棄して、逃走した旧日本軍の責任は、極めて重大である。

無責任にも、中国の多くの地域に遺棄された毒ガス・砲弾等は、一九四五年八月一五日の日本敗戦以来今日まで五年もの長い間、「生きている悪魔の兵器」として二〇〇〇人を超える中国の人々に襲いかかりその尊い生命を奪い、生きままの肉体を腐敗せしめて人々を地獄の苦しみに陥れているのである。この様な現実の歴史的な事実を前提として。

一、第一に、中国政府は、一九九二年、ジュネーブ軍縮会議において、日本を名指しすることは避けながらも「ある外国より中国に遺棄され、発見された化学兵器に関する情報」と題する文書を提出している。そしてその文書で、「ある外国により、中国に化学兵器が大量に遺棄されており、これまでに発見された未処理の砲弾等は約二〇〇万

発にも達しており、その大部分は、地下に埋設されていて、情報の確認のためには、発掘が必要である。そして、現在までに、中国が廃棄処理をなしたまたは初步的な処理をした化学砲弾等は、三〇万発ほどであり、その他現在までに中国が、廃棄処理をした毒ガス等化学剤は約二〇万トンあまりであり、これら遺棄された毒ガス・砲弾等によつて戦後において、被害を受けたものは、二〇〇〇人を超えている」と報告しているのである。

二、第二に他方、日本政府は、一九九一年から一九九六年現在に至る間に、数回にわたり毒ガス等廃棄化学兵器について、中国での現地調査を行つてゐる。

例えば、一九九六年六月三日付毎日新聞によれば、「中国敦化市」日本政府現地調査団推計「廃棄化学兵器は、七〇万発」という見出しで、次のように報道されている。

『（北京二日飯田和郎）旧日本軍による廃棄化学兵器の現地調査を行つた日本政府調査団は、二日、北京で記者会見し、中国最大の化学砲弾の埋設地点、吉林省敦化市ハルバ嶺地区の残存量は、中国側が主張する一八〇万発を大きく下回る七〇万発と推定されるとの見解を明らかにした』と。

そして、その間の一九九五年には、当時の村山首相は、その訪中の際に、日本政府による化学兵器の廃棄の責任を確認し、「誠意を持つて対処する」と述べていた。又、一九九六年八月五日には、外務省アジア局中国課斎藤法雄課長補佐・入江啓治外務事務官等が「毒ガス展実行委員会」主催の「廃棄化学兵器政府調査団報告会」に出席して、大要左記のような報告をしている。

右報告の要旨

1、化学兵器禁止条約との関係について

他国に化学兵器を遺棄してきた国は、自己の資金と技術で条約発効後一〇年以内に処理、廃棄しなければならない。現在署名一六〇カ国、批准六〇国、六五カ国の批准で発効する。日本は、一九九五年九月一五日批准。

2、中国廃棄化学兵器ハルバレイ地区調査団について

遺棄化学兵器の現地調査は、一九九一年六月以降、今回は、六回目で、五月一五日から六月一日迄、遺棄化学兵器の最大の埋設場所である吉林省敦化市ハルバレイ地区で、中国側からの全面的な協力を得て本格的な現地調査を行うことができた。

参加者は、三三名。政府全体として取り組むとの見地から、從来から参加している外務省、防衛庁、内閣外政審議室に加え、通産省、科学技術庁、環境庁からも参加した。

(一) 砲弾の弾量調査

部分的なサンプリング調査及び地中調査の結果、砲弾の埋蔵量は、約七〇万発前後と推計した。

中国側では、従来、二〇〇万発のうち一八〇万発が、ハルバレイ地区にあると主張してきたが、その根拠は、示されていない。文革の混乱で確認出来なかつたとの事で、約七〇万発の数量については、異議は、述べなかつた。

(二) 砲弾の内部構造

(1) 目視調査では、旧日本軍以外のものも、あつたが、九割以上が、日本軍の遺棄したものであつた。

(2) 発掘した九六四発のうち典型的な三二発につきX線検査を行つた結果、旧日本軍の毒ガス等化学兵器以外の焼夷弾四発、通常弾三発、黄燐弾二発が発見された。又従来、化学弾の特徴としていた色別帯や砲弾上部の切り溝があるものであるにもかかわらず、X線検査の結果化学砲弾でないものもあつた。

(3) 二発の黄燐弾に穴を開け、化学剤を取り出してガスクロマトグラフ質量分析で検査した結果、マスターD及びルイサイトの混合物が確認された。赤弾の穴開け検査は、危険が有り、中国側と協議し、今回は、見合わせた。

(三) 環境調査

中国側から環境汚染が指摘されていたが埋設地周辺の水質と土壤について初步的な環境調査を行つた結果遺棄化学兵器による環境への顯著な影響は、認められなかつた。

(1) ハルバレイ周辺地区は、立ち入り禁止で近くの地下水で影響がでたら調査することとし、今回は調査を

していない。

(2) 土壤に関するイオンについては、数値が若干高い個所があつたのは、過去において化学砲弾の漏洩があつたものとも考えられる。

このように、日本国の首相が、確約し、外務省を中心とする政府の調査団が、現地調査の結果、七〇万発にも及ぶ毒ガス弾を含む化学兵器等の旧日本軍による遺棄の事実を確認したが、尚、日本政府としては、遺棄毒ガス・砲弾等化学兵器等の広範な中国各地における全体的遺棄状況の把握のための努力が十分ではない。更に、そればかりか、既に発見されているこれら毒ガス・砲弾等をどの様な方法で廃棄処理するかについての方針すらも決定していないという状況である。

三、第三に、一九九〇年代に入り、世界的な冷戦構造の変化・解消の大きな波動の中で、中国政府も漸く、日本政府以外の民間の、あるいは、議会議員などの「旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス・砲弾等化学兵器調査団」を承認または、黙認するようになり、中国の新聞等の報道機関もそれに協力するようになつた。

一九九五年には、「戦後五〇年」問題栃木県連絡会が先遣隊と本調査団（団長河田源治・事務局手塚愛一郎）を派遣して、旧日本軍の遺棄毒ガス弾の埋蔵地や関東化学部隊五一六部隊の調査を行い、民間団体によるおそらくはじめての、「遺棄毒ガス等による被害事件」調査を行い、その調査結果を右連絡会発行の、七三一部隊と残された毒ガス弾【特集 訪中団先遣隊報告】と【訪中団本隊報告】をもって、公表している。

右報告書特に【遺棄毒ガスによる被害調査報告書】は、現地での被害やその遺族からの貴重な供述の聴き取り報告・被害者本人の陳述書を内容としている。

四、第四に、こうした状況の中で参議院議員 大脇雅子・栗原君子の両議員、山木戸道郎広島大学教授、常石敬一神奈川大学教授、吉見義明中央大学教授、綿貫礼子環境問題研究家、林英男社会新報支局長等による「日本社会党と

専門家による合同毒ガス問題調査団」が「旧日本軍が遺棄した化学兵器問題の調査」のために訪中した。そして、この調査団は、その調査結果を一九九五年一二月一〇日付「中国における遺棄化学兵器の実態及び被害に関する報告書」という文書をもって、貴重な資料と調査の結果を公表し、政府に、重要な提言をなし緊急な対策をもとめている。

そして、この調査団は、右報告書で、「調査結果と提言」を次のように纏めている。

記

（公開性）

化学兵器禁止条約の発行後、遺棄化学兵器について既に条約を批准している日本は、締約国内のものを処理することとなるがその際には、日中友好の精神に基づき、早急に行うと共に、国民に見える形で公開制を確保することが基本であると考える。

（情報開示・ホットライン）

早急な処理と危険を未然に防止するためにも、何処に遺棄したかの情報が不可欠である。中国国民も、何処に毒ガス弾があるのかわからないという危険と不安にさらされており、日本政府に所管資料の公開を求める（配備状況、遺棄資料等）。また、本調査団でも、情報収集を行う必要を痛感し、旧日本軍関係者に遺棄の情報提供を求めるホットラインを設置する（提供者の匿名可）。

（特別委員会の設置）

膨大な量に及ぶ砲弾等の処理であり、旧日本軍の戦後処理としては、初めての問題といつてよい状況であることを考え、政府には、特別部局の設置、国会には、特別委員会の設置を求めていく。

（被害者への援護）

被害者の救済の為、中国と協議の上、毒ガス被害者の調査及び治療、補償を検討するよう政府に要請する。また、中国政府に被害者の調査資料の提供を求めたい。

《研究交流・支援》

この問題をより早く、正確な情報を得て解決するために、日中両国政府研究者の交流及び研究活動への支援が必要である。日本政府に対し、研究者への支援を要請すると共に、中国政府には北京の第一、第二档案館に保存されていると思われる旧日本軍の原資料を日本人研究者に公開するよう働きかける。

△環境調査△

ハルバレイの埋設遺棄弾については、毒剤の流出を日中双方とも確認しており、早急な土壤調査、特に地中微生物の調査が、必要であると進言する。



1996年5月、弁護団が被害現場の調査をした時の写真。

五、更に、「中国人戦争被害者損害賠償請求事件弁護団」に所属する「旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス・爆弾等被害実態調査団」が、中国人被害者・その遺族等の強い要請を受けて、それに応えるべく一九九六年五月一一日から同月一七日の間に、独自に計画した「旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス・爆弾等による被害と被害現場・被害状況の実態調査」を実行した。そして、私共「調査団・弁護団」は、その結果と右第一乃至第四に述べた日中両国政府の「戦後五〇年」問題枠木連絡会の・又「社会党と専門家による調査団」の調査結果の報告内容とそれに基づく真摯な提言を参考とし、それらを統合して、「旧日本軍が遺棄した毒ガス・爆弾・砲弾による中国人被害事件に関する日本政府への要請書」と「同事件に関する請求書」を作成し、一九九六年八月一四日に内閣総理大臣に提出している。しかし今日に至るまで内閣総理大臣から何の応答もなされていない。

以上が、本件提訴に至る迄の、略称「遺棄毒ガス・砲弾等被害事件」についての調査経緯の概要である。

第四　中国に遺棄された毒ガス・爆弾・砲弾等化学兵器などの遺棄に至る歴史的事情とその実態及び今後の被害発生の危険性について

一、毒ガスの生産・備蓄・配備・使用及び遺棄に至る歴史的な事情

では、何故、中国の領土に、毒ガス・爆弾・砲弾が遺棄されていたのか。其は、当然のことながら、日本によつて、毒ガスが開発され、生産されて、中国に配備されて、備蓄され、使用されていたという事実が存在したからである。

現在、日本による毒ガスの開発・生産・配備・使用及びその廃棄については吉見義明教授によれば以下の通りである。

(二) 生産・備蓄

陸軍は、広島県大久野島にあつた陸軍兵廠火工廠忠海兵器製造所（後の東京第二陸軍造幣廠忠海兵器製造所）で、一九二九年から毒ガスを生産し、一九三八年からは、後の東京第二陸軍造兵廠曾根丘器製造所で、この生産された毒ガスを砲弾や爆弾に詰めた。

海軍は、神奈川権寒川にあつた相模海軍工廠で（一九四三年以前は、平塚海軍火薬廠内の海軍技術研究所化学研究部で）生産した。

国外での生産の実態は、よくわかつていないが南満州陸軍造兵廠遼陽出張所（のち遼陽製造所）で糜爛性ガスの生産が計画されていたといわれている。このほか、朝鮮・台湾・中国・東南アジアなどにおいて、日本軍の生産設備があつたか否かについては、解明されていない。

陸海軍の毒ガスの生産の合計は、約七三七六トンとなるといわれている。中國大陸に一〇〇トンが遺棄されていたとしても不思議はない。充填された毒ガス弾は、判明しているだけで、陸軍約一〇四万発・海軍約

七万発・合計は、二二一萬発となる。

(二) 配備

中国その他東南アジア諸国における配備については、その実態は、不明である。しかし、前述のように、中国政府の文書に因れば、中国には、二〇〇万発以上の毒ガス弾が、配備され今尚、遺棄されたままだと主張されている。

(三) 使用

旧日本軍によつて、毒ガスが、実戦で、大規模に使用されるようになるのは一九三七年の全面的な日中戦争からである。一九三七年から催涙ガスの使用が始まり、一九三八年春からは、嘔吐ガスが使用され、一九三九年には、糜爛性ガス（イベリット・ルイサイト）の使用が始められている。

旧日本軍は、日中戦争で参謀総長の指示に基づき、大規模かつ実践的に化学弾を使用した。一九三八年には、晋南戦正戦で「あか筒」（嘔吐性ガス）約一万本、武漢攻略作戦では、「あか弾」九六六七発、「あか筒」三万二二六二本が使用された。一九三九年には修水渡河作戦で、「あか弾」三千発、「あか筒」一万五千発、翁英作戦で「きい弾」（イベリオット・ルイサイト混合弾）が一九四発使用された。さらにその後も「きい弾」の使用や「きい剤」の散布が中国各地で行われた。



陸軍科学研究所におけるイベリットガスの充填作業。
(写真提供：毎日新聞社・毒ガス展)

二、毒ガス・爆弾・砲弾等による今後の損害発生の危険性について

(一) 人間の生命・人体に対する直接の危険性

本件のように、毒ガス・爆弾等の危険性を知らされていない為に、中国東北の貧しい農村に住む一家の支え手である被害者が道路補修工事に際して、たまたま掘り出してしまった爆弾によって、微塵に碎き飛ばされてしまうといった事故が、或いは、松花江の浚渫船で、遺棄砲弾から流出した糜爛性の毒ガスが船上で働く労働者に襲いかかり、彼らの肉体を生きたままに腐乱せしめ、遂にはその生命すらも奪い去るといった悲惨な事故が発生しており、今日現在も明日も中国の広大な原野にまたは河川に突発するという危険性が尚広く残存しているのである。

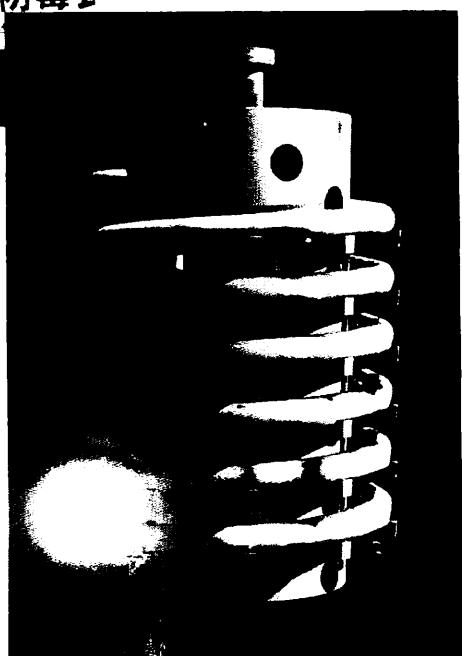
(二) 毒ガス等による環境汚染の危険性

これまでに、中国政府が確認している遺棄毒ガスは、約二〇〇万発と言われているが、これらの毒ガス弾等はその製造時から既に五〇年以上を経過していることは、確実である。従つて、砲弾・毒ガスの容器の劣化は、はなはだしく腐食は避けられず、毒ガスの流出は、必至であろう。

環境問題研究家綿貫玲子の報告によれば、例えば、中国では、一九五一年から一九五八年の間に、各地に遺棄されていた一八〇万発の砲弾等をハルバレイの山林地帯の二点の土中に埋めたという。ところが、この埋め立て地点には、山林地帯だとはいえ、一〇キロ以内に農村が点在し、人々の生活の場があるのである。此の一八〇万発の毒ガスが流出すれば、その周辺の土壤を汚染し、更に雨雪によつて、その毒ガスは、地下に移動・拡散し、さらには、地下水系に達する危険性は、現実的なものである。埋設地点の下流には、ハルバレイのダムがあり、地元住民の飲料水を始めとし、生活環境の汚染の危険性は、誠に大きいのである。



毒ガスの製造過程で実際に使用された作業服。
(写真提供：毒ガス展)



毒ガスの製造過程で実際に使われた毒ガス冷却装置。広島県大久野島の毒ガス資料館に現在も保管されている。(写真はCGで再現したものです)

第五 本件原告と被害事実

一、松花江紅旗〇九号毒ガス事件

1 原告当事者

(二) 原告孫 景霞（被害者肖慶武の妻、、遺族）

一九三六年一〇月二一日に生まれ、一九五三年に同郷で幼馴染であった肖慶武と結婚した。

(二) 李 臣

一九四五年七月一日に生まれた。

(三) 劉 振起

一九五三年五月三日に生まれた。

2 本件毒ガス事故

(一) 発生日時 一九七四年一〇月二〇日午前一時すぎころ

(二) 発生場所 ハルビン市から約五〇キロメートル離れた黒龍江省佳木斯市桐同江衛の松花江に停船中の紅旗〇九号船船内。

(三) 事故態様 肖慶武、李臣及び劉振起ら三名外一名（以下、単に「被害者ら」という。）は、一九七四年一〇月二〇日、午前〇時ころから黒龍江省航道局紅旗〇九号浚渫船（以下、「紅旗〇九号船」という。）で主エンジンを操作していた。船内には三七名がいた。

午前一時二〇分ころ、泥を吸い上げるポンプ（以下、「本件ポンプ」という。）から物凄い大きな音がしたため、被害者らは、主エンジンをストップさせ、本件ポンプを調べようと、本件ポンプの蓋（五〇〇キログラムの鋼板でできている）をクレーンで開けようとした。被害者らは、クレーンの鉄のチェーンを引っ張り、蓋を開けた。

すると、周囲にニンニク臭に似た強い刺激臭がし、被害者らは気持ちが悪くなり頭がくらくらして、眼がかすみ、吐き気がした。被害者らは、ポンプの中に流れていた黒い液体にまみれた。因みに、船中にいた三〇余名も目の痛みを訴えた。

同月二三日、同じ場所で、長さ五〇センチ、直径一〇・六センチ、重さ一五キログラムの日本軍が残留した毒ガス弾が発見された。

前記黒い液体は、右と同様の毒ガス弾が壊れ、流れ出たものである。

3 被害者らの症状及び被害状況

(一) 肖慶武は、本件事故から四〇分くらい後には、目が開かなくなったり、更に、明け方には、手に豆が出来、目が腫れ上がった。

同日午前八時ころ、船は佳木斯市に急拵帰港すると共に、同市の「防火連」に連絡をとつた。やつと午後四時ころ、防火連医院へ搬送されたが、そのころには肖慶武は意識も朦朧となり、精神的に異常を来し始めていた。同医院では、毒ガスによる被害であると診断された。しかし、そこでは十分な治療が出来ないと、翌日の朝、列車でハルピンの南港医科大学病院へ転医した。

肖慶武の妻である原告孫景霞は、同日昼前に同大学病院へ駆けつけたが、肖慶武の全身には大きな豆が出来、所々それが腫れて、黄色い汁状の物が出てきた。指は腫れ上がり、くつついでいた、顔も相貌が分からぬ程腫れ上がっていた。

医師は、ガスによる中毒症と診断し、治療困難という理由で、直ぐに遼寧省瀋陽の二〇二病院に転医させられた。肖慶武は、二〇二



治療を受ける遺棄毒ガス弾砲弾事件の被災者。

病院に五六日間入院し、妻はその間付き添っていた。全身の皮膚が腐るので、毎日それを切除した。その後、腐りが止まり退院したものの、翌一九七五年の夏ころには再び足の肉などが腐り始めた。

再びハルピンの病院（五院焼傷科、中医学院、医大一院、医大二院、第一医院、第二医院など）で治療を受ける一方、一九七五年から約十数年間、一回に亘って、北京の病院に入院した。北京三〇七医院、北京三〇一医院、北京師範医院などである。その後、一九九一年七月二二日、死亡した。

(一) 原告李臣は、手と両腕が一時間後には非常にかゆくなり、約六時間後には指一つ分ぐらい腫れ上がり、その後約六時間後に泡と黄色い液体が出てきた。頭も、むずかゆくなり、次に腫れ上がり、さらに黄色い液体が出てきた。すね、両足も同様の症状になり、皮が剥れた。

同原告は、一九七四年一〇月二三日までハルピン医科大学付属第一病院に入院、同年一二月一〇日まで瀋陽二〇二医院に入院、中國人民解放軍三〇七医院を一九七七年七月二二日に退院してその後黒龍江省海員總院に通院している。同原告は、手が動かないため、日常生活が独力でできず、妻の介護が必要だった。

現在まで夫婦生活、家事、仕事がまったくできない状況が続いている。

(二) 原告劉振起は、手に赤い斑点がみられ、その後次第に大きくなり、ピンポン玉大の水ぶくれとなつた。

同原告は、一九七四年一〇月二三日までハルピン医科大学付属第一病院に入院し「毒ガス中毒」と診断され、同月二五日から五一二日間二〇二病院に入院した。

二〇二病院を退院後も、手指の癒着などの後遺症が残ったため、北京の三〇七病院に六ヶ月間入院し、癒着部分を切り離す手術などをした。手術



劉振起さん。（写真提供：毒ガス展）

しても間もなく癒着してしまっため、手術は何度も行われた。

三〇七病院退院後も、身体に赤い斑点が出る、異常に喉が渴く、手指が十分に動かない、下痢をする、視力が低下する、喘息のような咳がする、疲労しやすく集中力がなくだるい、などの症状が現在も続いている。

二、牡丹江市光華街毒ガス事件

1 原告

- (一) 邢世俊 一九六〇年 九月一三日生まれ
- (二) 仲江 六一年 七月一八日生まれ
- (三) 司明貴 四六年一一月一三日(旧暦)生まれ
- (四) 孫文斗 六〇年 一月二六日(新暦)生まれ

2 事故の発生場所

日本軍が遺棄した毒ガス兵器による本件事故は、一九八二年七月一六日午後六時から一七日早朝にかけて、黒竜江省牡丹江市光華街で発生した。右事故現場は、現在は、市公安局や映画館などが近くにある繁華街であるが、いわゆる日中一五年戦争時には、旧日本軍駐屯地が直近にあつた。

3 事故発生時の状況

一九八二年七月一六日、原告らのうち、邢世俊、仲江、司明貴は、建設総公司の仕事で下水道工事作業中であつた。

当時、幅五メートル、縦三〇〇ないし四〇〇メートルの作業現場の中では、作業人員総計数十名がそれぞれの作業に従事していた。同日、午後六時頃、作業員らが同場所を地下二メートルまで掘り進めた時に、毒ガス兵器

を発見した。それは直徑長さ五〇ないし六〇センチメートル、高さ一メートル位のドラム缶状のもので、都合二個が発見されたが、原告らを含む作業員らにとつては当然、それらが旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器であるとは思いも寄らなかつた。

それらの毒ガス兵器は、周囲は鋼鉄製のようであつたが、蓋のみは銅製で蓋に大きなもの二つと小さなもの一つの開け口があつた。これらを毒ガス兵器であるとは知らない作業員のうちの訴外鮑培宗らに世俊も協力し、蓋部分の口を開けてしまつた。

その途端、毒ガス兵器に入っていた、油濃いネットネットした黄色がかつた褐色の液体が流れ出して作業中の地面にたまつていた地下水に混入してしまつた。辺りには黒っぽい茶色の氣体（煙）が流出し、ワサビのような鼻をつく刺激臭がした。

4 原告各人の被害状況

（二）原告邢世俊

（1）右原告は一六日午後六時頃蓋をこじ開けた際、尻餅をつき、こぼれた液体が尻や陰部、顔に付着した。

一七日明け方から、同原告の尻がしびれるように痛み始めた。朝食の時には吐き気がし、目は真っ赤にはれて痛みだし、せきが出て呼吸困難に陥つたので、同原告は人民解放軍二〇九病院に運ばれ即座に同病院に入院した。同原告の尻には赤い粒粒の発疹が多数生じ次第に大きくなつて火傷のように水ぶくれとなり、かつ呼吸困難で歯痛や頭痛まで発生した。結局、同病院では同原告を完治することは不可能で、同原告は後遺症を負つたまま、同病院を七月末退院した。



邢世俊さん。（写真提供：毒ガス展）

(2) 同原告は、退院して一週間の休養の後に仕事に戻ったが、明るい所に出ると眩しくて耐えられない状態で脱力感が強く力が入らず、その後も冷や汗が出るなどの症状が残った。

事故を境に健康だった体が病気がちとなり、八四年に結婚して娘もできたが通院のために医療費がかさみ生活困難から離婚に追い込まれた。

さらに、八五年に至つては仕事に耐えられないと理由で牡丹江市建設局を解雇され、工場の見回り役を二年間行つたが、これも八七年に辞めさせられた。

その後はパートの仕事で工場のあちこちで臨時の仕事に就いて生

活している。

(3) 同原告の現在の症状は、肝臓・頭痛・胃痛があり、歯が抜け、冷たい物や固い物はまったく食べることが出来ず、三六才の年齢に比して全く衰弱している。

医療費は事件直後は入院費など建設総公司が払つたが、その後は自費で治療にあつたつてている。復職するまでは給与の支払いは全くなかった。現在は収入激減のため通院さえできていない。

(二) 原告仲江

(1) 右原告は、一六日、金属製の異様な物体が発見されたという知らせで現場に到着したが、訴外鮑培宗が蓋を開けた途端、黒い液体が顔・首・手についた。

同原告は被害直後から目が火で焼けるように痛く、一六日午後九時ころ、目の痛さがいつそう酷くなり、結局作業をやめ現場から約一〇〇メートルほどの自宅に帰つた。高熱が出て嘔吐がずっと続き、その晩は

邢世俊さんの脅部。

(写真提供・毒ガス展)



一睡もできず、やがて意識が薄くなつてい
き午前零時ころ目が開けられなくなつた。

目を無理やり開けようとすると周りが全く
見えないという失明状態であった。

同原告の症状を見かねた同居の妹弟が自
転車で牡丹江第一人民病院に連れていくつて
くれたが、同原告は嘔吐を繰り返し、顔は
水ぶくれのように腫れ上がつた状態となつ
た。

(2) 同原告は一端退院したが、翌一八日午前

七時ころ再度同病院に運ばれ、水膨れにな
なつた顔の膿を出し、ピンセットで顔の皮膚をとり一日間入院後中国人民政府二〇九病院に移り、二八
日間入院することとなつた。

その間、目が全く見えない状況が一〇日間、何を見ても真っ白であるという状態が続き、顔は腫れ上がつ
たままであつた。

しかし、同病院では症状の経過が芳しくなく、同病院を退院して一ヶ月後、北京三〇七病院に二八日間
入院することとなつた。目と血液の検査をしたが耳から黄色い水が出始め、激しい頭痛と目を針で刺すよ
うな痛さを感じる状態が続いた。

(3) 北京三〇七病院退院後、北京同仁病院に通院し、現在も毎日のように下痢をし、声がかされ、歯茎が吸
い込まれるような歯痛がし、時には吐血するなどの後遺症が続いている。

同原告は家族である祖母が、「同原告が自殺をしてくれた方が助かる」と建設総公司の同僚に話してい
ることを知るなど、本件事故により家族に精神的・経済的に負担をかけていること自体から精神的打撃を



仲江さん。(写真提供: 毒ガス展)

受けている。

現在、同原告の収入は全くない。

(三) 原告司明貴

(1) 右原告は事故発生時に現場直近で作業中で、その際は砂が目に入った感じで、涙が止まらず、痛く、目が赤くなつた。しかし、一七日にも再び現場に行き作業をすることとなつた。

同日早朝、現場に最初に着いた同原告はその後三時間作業をすることになり、現場に五〇センチくらいの高さにたまつた水を外に出す作業をした。作業員は徐々に増え、総勢で一〇数人になつたが、同原告は、この作業中、いわゆる尻餅をつき、毒ガスが溶け出した水に尻餅をついてしまつた。

同原告は一六日の事故発生直後から前記のような症状が出たが、同日の夜には喉が痛く、つばに血が混じるようになつた。また、翌一七日には痰が出て声を出すこともなかなかできず、小用をたすのも大変な状況であったが、前記のように同日早朝にも事故現場に作業に赴き、再度、毒ガス兵器の被害を受けることとなつた。

同原告は、一七日牡丹江第一人民医院にまず入院

鮑培宗さん(右写真)は、今回の訴訟の原告になつていないが、日本軍の遺棄したイペリット弾の被害者の一人である。(写真提供:毒ガス展)

鮑培宗さんの手。指が開かなくなり骨もむき出しになっている。(写真提供:毒ガス展)



した。同原告が尻餅をつき、床の毒液に浸った部分の臀部に豆状のものが出来、腐つてゆく感じであった。やはり、同病院では手の施しようが無く、近くの牡丹江中國人民解放軍第二〇九病院に運ばれ、同病院に五八日間入院することとなつたが、内一二〇数日間は意識不明の状態であった。陰部は三センチほど腐り、顔の皮膚などは何度も剥がれるような状態で、医師はもう死期が近いと判断し、同原告に家族の存在を訊ねるような状況であった。

医師が皮膚移植を行おうとした際には、同原告は自分の陰茎を切られると誤解し、病室に逃げ出すといった筆舌しがたい苦痛を受けた。

結局、同原告の治療は効果がほとんどなく、新しい肉が腐った皮膚の中から出てきたところで見通しはついたとされ退院させられた。

(2) 医師から毒ガス中毒と診断されたが、治療が不可能なため、田舎へ帰り病院に通院することはなかつた。

現在、腹部に痛みを感じ大便の時黒い血が出る、目が光りに弱く風が吹くと開けられない、歯がもろくなつて落ちてしまう、記憶力が衰えるなどの後遺症に苦しんでいる。

仕事は流しの包丁研ぎ師として一人で暮らしている。

(四) 原告孫文斗

(1) 右原告は、右毒ガス兵器が発見された一六日は休日であった。翌一七日午前六時過ぎ、既に事故にあつた原告司明貴が運び出された後に現場の作業に到着し、作業を開始して被害にあつた。原告孫文斗は約三時間現場で作業をしたがその際、毒液の混じつた水につかってしまった。現場にはニンニクの腐った臭いのような臭いが漂つていたが、同原告ら一七日早朝に作業をした作業員らは、毒ガス兵器による被害が発生していることを知らされていなかつた。

同原告は、同日午前の作業中、右毒ガス兵器からの毒液の混じつた地下水に脚部を漬けた状態で作業をしたことになるが、作業中に既に足の皮膚が急速に硬化してきた。仕事を定時に終了し、家に帰つたが、

その夜の食事の際には、吐き気で食べられない状態であった。脚部は擦り傷のようになり、汗をかくと固くなり、米粒のような豆ができた。

仕事場の衛生局に行くが、医者には原因が分からぬと言われ、一度病院にも行つたが、原因が分からず現場に傷を見せに行つたりもした。結局、ずっと家で寝ていたが、咳をして痰に血が混じり、常に喉が乾いていた。目は砂がずっと入っているように感じる状態であった。足のマメは大きく赤から黄色になつた。一七日の午後には毒ガスによるものと知らされた。同日午後二時、仕事場から車で迎えが来て牡丹江第一病院に入院し、同病院に二八日間入院した後、通院して二ヶ月間自宅で休養した。

(2) 同原告は会社から力仕事をするなどと言われ、好きな仕事をしろということになつたが、力が出ない状態が続き、長時間歩けず、八五年一〇月には胃の三分の二を切つた。事故後、六、七人見合いをしたが、毒ガスの被害者というだけで断られ、本件事故被害を隠して八五年現在の妻と結婚した。妻には足の傷は子供のころの火傷と説明して結婚したが、身体の調子が悪かつたので仕事を休んだ際、毒ガスによる被害を話すと「離婚する」と言われるなど生活上の苦痛を味わい続けている。

同原告は現在トラクターの運転手をしており、本来、両親と配偶者並びに息子一人を養うべき立場にあるが、本件事故により生活に困窮している。



足に被害を受けた孫文斗さん。
左は仲江さん。

三、周家鎮東前村砲弾被害事件

1 原告

(一) 齊広越の遺族

(1) 張淑云 一九六八年 四月二五日生まれ
 (2) 齊正剛 一九八七年一〇月一六日生まれ

(二) 劉元國の遺族

(1) 邢淑芳 一九五四年 八月一三日生まれ
 (2) 劉敏 一九七六年一〇月一九日生まれ
 (3) 劉波 一九八〇年 六月二九日生まれ
 (三) 齊広春 一九六七年一一月 一日生まれ

2 事故の発生場所

日本軍が遺棄した砲弾による本件事故は、一九九五年八月二九日午前中、黒龍江省周家鎮東前村三家屯で発生した。右事故現場は、現在農地となつていて、日中一五年戦争時には、旧日本軍の駐屯地にあたり、その付近には弾薬庫があつたところである。

3 事故発生当時の状況

齊広越、齊広春及び劉元國の三名は黒龍江省周家鎮東前村三家屯に住んでいた。一九九五年八月二八日、齊広越、齊広春及び劉元國の三名は三家屯から北に向かつてのびる道路を修理していた。

午前八時ころから、右道路の西側の畑内において、道路に盛るための土を同人らが掘っていたところ齊広越及び劉元國が砲弾を発見した。

翌二九日午前中、齊広越、劉元國及び齊広春は相談して近くの池で処理することにした。

池は、三家屯から北に向かつて約五〇〇メートル、西に向かつて約二〇〇メートル行った地点にあった。

池の近くで齊広越及び劉元国が砲弾を処理しようとしたとき、突然砲弾が爆発した。齊広越は体がバラバラに飛び散り、即死し、劉元国が両手を失い全身に火傷を負った。齊広春は、爆発現場から少し離れた所で被爆した。爆発後すぐに村の人が集まつて、劉元国及び齊広春は救急車によつて平房区にある二四二病院に搬送された。

4

原告各人の被害状況

(一) 齊広越の遺族について

原告張淑云は齊広越の妻であり、原告齊正剛はその長男である。

原告張淑云と同齊正剛は、齊広越の父齊志一（現在六三歳）、同人の弟原告齊広春と共に黒龍江省周家鎮東前村三家屯に住んでいる。

齊広越は右砲弾の爆発により即死した。遺体はバラバラになつてしまつたこともあり、道路近くの木の下に墓石もなく埋められている。

齊志一は病身で働くことができず、原告齊正剛は幼少であり、唯一の稼ぎ手である齊広越を亡くしたため、一家は収入もなく昨年収穫した作物で生活をつないでいる現状である。一瞬にして一家の稼ぎ手を失つたことによる物質的、精神的被害は大きい。

(二) 劉元国の遺族について

原告邪淑芳は劉元国の大妻であり、原告邪淑芳は長女原告劉敏及び長男原告劉波と生活している。劉元国は、右残留砲弾の爆発により、背中の一部を除いて体全体の火傷、両手が事故でなくなり、左足は骨折していた。両足のびらんがひどかった。事件当日、同人は平房区所在の一四二病院に入院し、八月三〇日には意識が回復したが、入院してから一八日目に医者から治る見込みがないとの理由で家に帰るよういわれ、家に帰つたところ、翌日である九月一六日に死亡した。

手術、輸血費用のほとんどは被害者らが支払つた。

事故発生当時、原告劉敏は中学三年生であり、父親死亡のため高校へ行けず、経済的事情のため、中学卒

業試験も受けられない状況が続いており、原告劉波は事故発生当時、中学一年生であり、現在に至るも中学校試験をうけられない状況である。就学困難な状況にいる。

現在原告邪淑芳、同劉敏及び劉波の三名は、原告淑芳の姉の家で世話になり、姉の農業を手伝いながら生活している。

原告邪淑芳は、背中的一部を除いて体全体の火傷、両手が事故でなくなり、左足は骨折していたするという危篤状態の劉元国を看病し、入院してから一八日目に医者から治る見込みがないので家に帰るよういわれ、家に帰り、次の日に同人を亡くした。このようにして一家の稼ぎ手を失つたことによつて多大な物質的、精神的被害を蒙つた。

(二) 原告齊広春について

右原告は、爆発現場から少し離れた所で左足の靴の中の土を右手で取り除こうとして下を向いていたところ、突然、爆発音が聞こえた。続けて爆風を受け、同原告は後ろに仰向けに倒れた。倒れた時は耳は聞こえず、目も見えず感覚を失つたようであつたが、意識はあつた。爆発後同原告は救急車によつて平房区にある二四二病院に搬送された。同原告は事故の夜に意識が回復すると、ベットの上におり、左腕及び左足に包帯をし、目はぼやけて見え、耳鳴りがする状態であった。この病院に一ヶ月間入院し、点滴、破片を取り除く治療及び目の治療を行つた。

しかし現在でも左足親指のじん帯は切れたままであり、費用がないので治療することができない。

同原告は、齊広越と共に農業を営んでいたが、右左足の傷害のため、農作業をすることができない。

齊広越の死後、同原告が唯一の働き手であるが、右のように働くことができない以上残された齊志一、原告張淑云、原告齊正剛及び原告齊広春に収入は全くなく、昨年収穫した作物で生活をつないでいる現状である。

自己の目の前で実兄である齊広越を失い、自らも砲弾の被害を受けたことによる精神的被害及び経済的被害ははかりしれないものである。

第六 被告国の損害賠償責任

一、はじめに

本件における原告らの、被告国に対する損害賠償請求権の法的根拠は、以下の二つである。

- ①国際法に基づく損害賠償請求権
- ②国際私法上の不法行為に基づく損害賠償請求権

二、本件における違法行為は何か

本件の場合、不法行為における違法行為は、以下の二つある。

一つは、被告国が敗戦時に、中国国内に毒ガス・砲弾を遺棄してきたという作為による違法行為であり、もう一つは、戦後被告国が右遺棄行為を知りながら毒ガス弾・砲弾等の回収処分をせずに放置してきたという不作為による違法行為である。

右の遺棄行為及び放置行為は、両者とも本件原告らの被害発生と因果関係がある違法行為といえるので、以下、遺棄行為、放置行為の両者を本件不法行為における違法行為とする。

三、国際法上の違法性と損害賠償請求権

1 本件事件の国際法違反

(一) 本件、毒ガス弾の遺棄・放置は陸戦法規慣例ニ関スル条約、窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用禁止に関する議定書（ジュネーブ・ガス議定書）、化学兵器禁止条約等国際人道法、及び世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）等、国際人権法に違反する。

(二) 条約、国際慣習法の国内法的効力

本件に関連する条約、国際慣習法は国内法としての効力を有する（憲法九八条）ので当然、本件に適用される。

（三）国際人道法違反

（1）国際人道法の意義

国際人道法は不必要的苦痛を与えないために、害敵手段・方法の規制、戦争犠牲者の保護を目的として徐々に発展してきた国際法である。

（2）毒ガス規制

① 毒ガスの使用

毒ガスの規制は特に第一次世界大戦において多量の毒ガス兵器が使用され毒ガス兵器の被害者は一〇〇万人を超えるにいたり特に国際法上の課題となつた。イランイラク戦争においてイラクがクルド人に対して使用して凄惨な被害を生じさせたのは記憶に新しい。

以下毒ガス兵器が国際法違反であることが確立する過程を瞥見する。

② 一八九九年「毒ガスの禁止に関するハーグ宣言」（日本は一九〇〇年批准）

右宣言により窒息性または有毒性ガスの散布を唯一の目的とする投射物の使用を禁止された。その立法趣旨は戦争の残酷さを少しでも解消しようとする人道思想と騎士道精神にもとづき交戦者との間で、ある程度まで相互を尊重し、互いに卑怯、背信の行為を行なわないところにある。

③ 一九〇七年「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（以下ハーグ陸戦条約という）（日本は一九一一年批准）の条約付属書である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下ハーグ陸戦規則という）二三条によれば毒または毒を施したる兵器の使用禁止を規定する。総加入条項はあるものの、今日長年の国家の継続的慣行と法的確信に支えられ既に一五年戦争当時国際慣習法化していた。

④ 一九二五年「窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用禁止に関する議定書」（ジュネーブ・ガス議定書）（日本は同年批准）

右議定書によれば第一次大戦の経験を踏まえて「窒息性、毒性、またはこれに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用すること」は文明世界の世論により非難されているので「この禁止が、諸国の良心及び行動を等しく拘束する国際法として受諾されるために」締約国はこの禁止を受諾し、あわせて「細菌学的戦争手段の使用にも」この禁止は適用されたとした。

ジュネーブ・ガス議定書は総加入条項を含んでおらず、多数の国の批准、加入を受けていることから國家の継続的慣行があり、法的確信にも欠けるところはないので既に一五年戦争当時国際慣習法化していた。このように毒ガスの使用は国際法違反であることは確立していた。

（3）毒ガス弾遺棄・放置の国際法違反

本件で問題になっているのは毒ガス弾の遺棄、放置であり、使用そのものではない。

しかし、毒ガスの使用が国際法違反であるとするならば、使用することを前提に他国の領域内に毒ガス弾をもちこむことも国際法違反であり、更に、毒ガスの使用を隠蔽するために毒ガス弾を遺棄し、放置したことも当然国際法違反である。そして、発生した損害は賠償されなければならない（ホルジュ工場事件 常設国際司法裁判所判決）のが、国際法上の原則である。毒ガス撤去義務があるにも関わらず、毒ガス弾を放置してその結果、被害が発生したのであるから、発生した損害は賠償されなければならない。

（4）化学兵器禁止条約

ジュネーブ議定書等は禁止するだけであり、生産そのものは禁止せず、検証手段ももたない点で限界があつた。そこで、化学兵器禁止条約は化学兵器を開発・生産を禁止し、しかも検証手段をおいた。そして、第一条三項において締約国は、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することを約束した。そうであるならば、遺棄した化学兵器を廃棄すべき義務を負っているのに、その義務を怠り、放置したために発生した損害については、賠償すべき法的義務があるというべきである。

同条約の立法の経過からみても、化学兵器禁止条約は一九九二年多数国間協議の席上、中国代表が、日本軍のものと思われる大量の毒ガス兵器が中国に残留されており処理に困難をきたしている、このような

兵器の廃棄処理は化学兵器禁止条約で遺棄した側が責任を負うべきである、と主張し、その提案が通り条約化したものであることから見てもあきらかなことである。換言すれば、日本が中国に残してきた毒ガス弾の処理を念頭において採択された条約である。

もつとも、化学兵器禁止条約は一九九七年四月効力が発生するので国際法としての規範性を有するか問題となる。しかし、条約の効力はまだ発効していないが、日本は既に批准しており（一九九五年）、条約の効力発効前に条約の趣旨および目的を失わせてならない義務を負うというべきである（ウイーン条約法条約一八条）。

とするならば、毒ガス弾遺棄、放置によつて発生した損害について、すで批准した日本国としてはその条約の趣旨および目的を失わせないために救済を認めるべきである。

（四）国際人権法違反

（1）本件毒ガスの遺棄、放置は世界人権宣言三條、国際人権規約（B規約）六條に反する。

（2）世界人権宣言三條違反

毒ガス弾の遺棄・放置は世界人権宣言三條に規定する生命、身体の安全の権利に違反する。

本来世界人権宣言は、国連総会決議にすぎなかつたが、満場一致で採択され、しかも、四〇年以上にもわたる諸国または国際社会の実行を踏まえて、道義的宣言であることを超えて国際慣習法化したと認められている。

そして、中国側資料によれば、中国全土（二〇カ所）に毒ガス弾約二〇〇万発、化学剤約一〇〇トンが未処理のまま放置されている。毒ガス弾は容器が腐食し、毒ガスが漏れ出てきはじめている状態である。これは生命に対する重大な危険であり、生命、身体の安全の権利に違反する。

（3）国際人権規約（自由権規約）六條違反

自由権規約は一九六六年国連総会で採択され、一九七六年効力が発生している。日本は一九七八年署名し、同年発効している。

毒ガス弾の遺棄・放置は国際人権規約に規定する生命に対する権利（六条）に違反する。

2

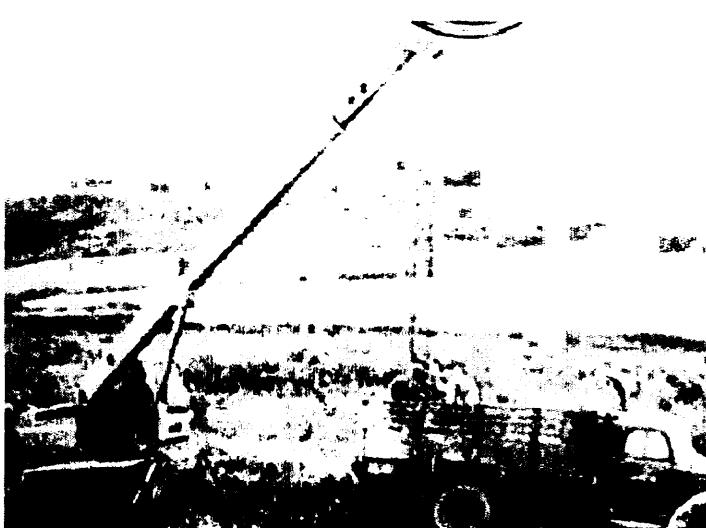
原告らの賠償請求権の存在

（一）かつて国際法は国家間の法律として国家のみ法主体となり、個人は法主体性を有さないこととされてきた。しかし、今日国際人権法違反や国際人道法違反のような国際社会全体の公益を害する国際法違反に対しても、被害国だけでなく直接被害を被った個人が加害国に対し国際法上の責任追及が認められている。

（二）ハーグ陸戦法規三条は陸戦法規に違反した当事者は、損害あるとき、これを賠償の責任を負うことを規定している。この規定が被害者個人に加害国に対する賠償請求権を認めるものであるということは、一九〇七年の条約改定の経緯からみても、占領地域における物資の徴発に対し現金給付の原則を掲げ個人の権利についてハーグ規則において規定していること（規則五二条）からみても明らかのことである。

すなわち、一九〇七年の平和会議において、ドイツの代表のフォン・ギュンデルが「もしも、法規慣例に関する規則違反によつて損害を被つた被害者が政府に損害賠償を請求できず、加害者の将校や兵士にしか請求できないとすれば、それは賠償を取得するあらゆる可能性を被害者から奪うに等しい。従つて、政府は責任から免れてはならない。」と発言して、この規定がおかれたという経緯がある。

（三）また、自由権規約第二条三項は「救済措置を求める者の権利が権限ある司法上、行政上、若しくは立法上の機関または



中国では日本軍の遺棄した毒ガス弾砲弾の撤去作業がいたるところで行われている。

国の法制で定める他の権限ある機関によつて決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること」と規定し、個人の救済の権利を認めてい。また、前述したように国際慣習法化したと認められる世界人権宣言の第八条において、「すべて人は憲法または法律によつて与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有すると規定している」ことによつても裏付けられる。

(四) 更に、国連人権委員会から委託を受けたファン・ホーベン教授は「人権及び基本的自由の侵害の被害の現状回復、補償、リハビリテーションの権利に関する研究」と題する報告の中で、国家責任の一般原則として、国際法のもとにおいては、いかなる人権侵害も被害者に賠償する権利を発生させること、すべての国家は国際法の違反があつた場合には、人権と基本的自由を尊重し、又は尊重を保障するため、賠償の義務を負つてゐる、賠償は、直接の被害者及び適当な場合には被害者の家族ら特別の関係者が請求できることを明らかにしている。

又更に、国連人権小委員会の第五二会期に提出されたクマラスワミ報告（女性に対する暴力、その原因と結果に対する特別報告者の報告）においても、基本的人権を侵害された個人が適切な損害の賠償を請求するための手段を保障することは国際法上当然の権利として認められてゐる。

(五) 以上、条約、国際慣習法、有力な国際文書によれば、原告ら個人が国際法上損害賠償請求権を有することは明らかなことである。

四、国際私法上の違法性と損害賠償請求権

1 準拠法について

本件における、被告国の毒ガス・砲弾等の遺棄行為、放置行為は、両者ともその行為地は中国国内の事件であるので、不法行為の成立及び効力は不法行為地の法律による、と定める法例第一一条一項により、本件不法行為の成立及び効力は中国国内法によることになる。

(二) 遺棄行為について
適用されるべき中国国内法について

本件における一つ目の違法行為は、日本の敗戦時に中国国内に被告国が毒ガス・砲弾等を遺棄した行為である。したがつて、毒ガス及び砲弾等の遺棄行為については、一九二九年一月二二日国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中華民国民法が適用される。

(二) 放置行為について

(1) 本件における二つ目の違法行為である毒ガス及び砲弾等の放置行為については、被告国による前記遺棄行為以降本件被害の発生（紅旗〇九号毒ガス弾被害事件——一九七四年一〇月二〇日、牡丹江市光華街毒ガス缶被害事件——一九八二年七月一六、一七日、黒竜江省砲弾爆発被害事件——一九九五年八月二九日）まで継続しているので、いずれの中国国内法が適用されるべきか以下述べる。

(2) 遺棄行為以降、中華人民共和国が成立するまでの期間の被告国の放置行為について

この期間は、前記中華民国民法が通用していたので、被告国（即ち中国）の毒ガス及び砲弾の放置行為には、中華民国法が適用される。

(3) 中華人民共和国成立以降、中華人民共和国民法通則が公布されるまでの期間の被告国の放置行為について

この期間は、中国国内において制定法が通用していなかつた期間である。すなわち、中華人民共和国の民法通則は、中華人民共和国が成立してすぐに公布・施行されたのではなく、成立後約四〇年経過後の一九八六年四月一二日に中華人民共和国主席により公布されているので、中華人民共和国が成立してから同民法通則が公布されるまでの間の被告国（即ち中国）の放置行為は、中華人民共和国内で通用していた制定法はなかつたことになる。

そこでこのいわば「法の空白期間」に、いかなる法源が適用されるのかが問題となるが、国際私法上の法源についての一般的な考え方からすれば、条理によると解するのが相当である。

いかなる条理をもつて、被告国の放置行為の違法性を考えるべきか問題となるが、中華人民共和国が成立してもすぐには中華民国時代の私法秩序が消滅するわけがないこと、一方、中華人民共和国成立後しばらくすれば中華人民共和国に適応した私法秩序が形成されてくることからして、中華民国法及び中華人民共和国民法通則の両方を念頭においた条理が適用されるべきと考える。

(4) 中華人民共和国民法通則公布以降、黒龍江省における砲弾の爆発事件発生までの期間の被告国の放置行為について

本件の被害事件のうち、黒龍江省における砲弾の爆発事件については、事件の発生が一九九五年八月二十五日なので、一九八六年四月一二日から事件発生までの被告国の放置行為には、中華人民共和国民法通則が適用される。

3 不法行為の成立に関する中国国内法の規定

(二) 中華民国民法

中華民国民法第一八四条は、故意又は過失により他人の権利を不法に侵害したものは損害賠償の責任を負う、故意に善良の風俗に反する方法をもつて他人に損害を加えたものはまた同じ、他人を保護する法律に違反したものは過失があるものと推定すると定め、

同第一八五条は、複数で共同して不法に他人の権利を侵害した者は損害賠償責任を連帯して負うと定め、同第一八八条は、被用者が職務の執行にあたつて他人の権利を不法に侵害した場合、使用者は行為者と連帶して損害賠償の責任を負う、と定めている。

(二) 中華人民共和国民法通則

中華人民共和国民法通則第一一九条は、公民の身体を侵害し傷害を負わせたときは、医療費・休業に因り減少した収入・身体障害者の生活補助費等の費用を賠償するべきである。死亡させたときは、併せて葬儀費・死者が生前に扶養していた人の必要な生活費等の費用を支払うべきである、と定めている。

被告国の毒ガス及び砲弾の遺棄行為、放置行為の不法行為該当性について

(二) 遺棄行為について

「第六」で述べた被告国の毒ガス及び砲弾の遺棄行為は、中華民国民法の前記各条項の不法行為に該当する。

(二) 放置行為について

被告国の毒ガス及び砲弾の放置行為が中華民国民法あるいは中華人民共和国民法通則の各条項の不法行為に該当するか否かを検討する前提として、被告国の毒ガス及び砲弾の放置行為の違法性を検討する。

被告国の毒ガス及び砲弾の放置行為の違法性については毒ガス及び砲弾の回収処分をなすべき作為義務が認められるかが問題となる。

この点については、次の判決が参考になる。

旧日本陸軍が新島沖の海中に投棄し、その後海浜に打ち上げられた砲弾を投入したたき火で採暖中、砲弾の爆発により発生した死傷事故につき、被告国に民法七〇九条の不法行為責任を認めた、東京地方裁判所昭和四九年一二月一八日判決及びその控訴審である東京高等裁判所昭和五五年一〇月二三日判決、その上告審である最高裁判所第二小法廷昭和五九年三月二三日判決である（民集第三八巻五号）。

右東京地方裁判所判決は、旧日本陸軍が砲弾を投棄したことにより、人身事故等の惨事の発生する危険性が生じ、その危険性発生の根本的な原因是、旧日本陸軍が砲弾を投棄し、その後これを放置していたことにあるから、その危険性発生の原因を作り出した当事者としての国に、砲弾類を回収して、事故の発生を未然に防止すべき法律上の作為義務を認め、國の不作為はその作為義務に違反し違法であると判示している。

この判例は、危険物を投棄して放置した当事者に、その危険物を回収すべき法律上の作為義務を認定しており、当然のこととはいえ、評価に値し、尊重すべき判例であると考える。

本件についても、右判例と同様、旧日本軍が戦争中に中国国内に投棄した毒ガス及び砲弾により、人身事

故等の慘事の発生する危険性が生じたのだから、その危険性発生の原因を作り出した当事者である本件の被告国に、毒ガス及び砲弾を回収して事故の発生を未然に防止すべき法律上の作為義務（危険物回収義務）が認められるべきである。特に、本件においては、前記判例の事案と異なり、日本が中国に対して侵略戦争を行い、侵略戦争遂行のため、日本軍が中国に持ち込み、敗戦時に無法にもこれを中国に遺棄して退却し、他国である中国の国民に対して、人身事故等の発生する危険性を生じさせたのだから、より一層強く、被告国に法律上の危険物回収義務が認められるべきなのである。

そして、その後被告国は、中国国内に投棄した毒ガス及び砲弾等を回収しないで放置していたのだから、被告国の毒ガス及び砲弾等に対する放置行為は危険物回収義務に違反し、違法であり、不法行為に該当する。

（三）結論

（1）遺棄行為以降、中華人民共和国が成立するまでの期間の被告国の放置行為については、中華民国民法の前記各条項の不法行為に該当する。

（2）中華人民共和国成立以降、中華人民共和国民法通則が公布されるまでの期間の被告国の放置行為について

この期間の被告国の毒ガス及び砲弾等の放置行為については、中華民国民法に従つた条理及び中華人民共和国民法通則に従つた条理によれば、前記中華民国民法及び中華人民共和国民法通則の各条項の不法行為に該当する。

（3）中華人民共和国民法通則公布以降、黒龍江省における砲弾の爆発事件発生までの期間の被告国の放置行為について
この期間の被告国の毒ガス及び砲弾等の放置行為については、中華人民共和国民法通則の前記各条項の不法行為に該当する。

第七 原告らの被つた損害

一、不法行為の損害賠償に関する中国国内法の規定

1 中華民国民法

中華民国民法第一九三条は、不法に他人の身体又は健康を侵害した者は、被害者がこれによつて労働能力を喪失若しくは減少し、又は生活上の需要が増加した場合には、損害賠償の責任を負わなければならない、前項に定める損害賠償について、法院は、当事者の申立によつて定期金を支払わせることができる。但し加害者に担保を提供させなければならない、と定め、

同第一九四条は、不法に他人を侵害して死に致した者に對しては、被害者の父、母、子及び配偶者は、財産以外の損害についてもまた相当の金額の賠償を請求することができる、と定め、

同第一九五条は、不法に他人の身体、健康、名譽又は自由を侵害した者に對しては、被害者は、財産以外の損害についてもまた相当の金額の賠償を請求することができる。その名譽を侵害された者は、併せて名譽回復に適當な処分を請求することができる、と定めている。

2 中華人民共和国民法通則

前述したように、中華人民共和国民法通則第一一九条は、公民の身体を侵害し傷害を負わせたときは、医療費・休業に因り減少した収入・身体障害者の生活補助費等の費用を賠償るべきである。死亡させたときは、併せて葬儀費・死者が生前に扶養していた人の必要な生活費等の費用を支払うべきである、と定めている。

二、原告らの被つた損害

1 原告李臣、劉振起、邢世俊、仲江、司明貴、孫文斗、齊廣春について

右原告らは、毒ガス缶等により傷害を被り、医療費の支出、休業による収入の減少等多大の財産的損害及び精神的苦痛をも蒙つた。これらの財産的損害、精神的損害を金銭に換算すれば合計で一人あたり金二、〇〇〇万

円を下らない。右原告らは、この金額につき国際法に基づく損害賠償請求権及び中国国内法（中華民国民法第一九三条、第一九五条、中華人民共和国民法通則第一一九条及びそれらの条理）に基づく損害賠償請求権を有する。

2 原告孫景霞、張淑云、齊正剛、淑芳、劉敏、劉波について

肖慶武、齊廣越、劉元国は、毒ガスや砲弾の爆発により死亡した。原告孫景霞は肖慶武の妻であり、原告張淑云、齊正剛は齊廣越の妻及び子であり、原告淑芳、劉敏、劉波は劉元国妻及び二人の子である。右原告らは、肖慶武、齊廣越、劉元国が生前に扶養していた者であるから右原告らは、医療費の支出、必要な生活費の減少等の財産的損害を蒙つた。また、右原告らは、毒ガス・砲弾の爆発により一家の大黒柱を失つて、遺族固有の精神的損害を蒙つた。これらの財産的損害、精神的損害を金銭に換算すれば合わせて被害者一人当たり金二、〇〇〇万円を下らない。右原告らは、この金額につき国際法に基づく損害賠償請求権及び中国国内法（中華民国民法第一九三条、第一九四条、中華人民共和国民法通則第一一九条及びそれらの条理）に基づく損害賠償請求権を有する。

三、よつて原告らは前記各法令に基づき請求の趣旨のとおり請求するものである。

立証方法

必要に応じ口頭弁論において提出する

添付書類

訴訟委任状

一
三通

日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害賠償請求事件訴状

東京地方裁判所
民事部

御中

一九九六（平成八）年二二月九日

右原告ら代理人
弁護士

同 同 同 同

渡 及 兵 小 尾
野 川 頭 寺 山

春 信 利

己 夫 進 孝 宏

当事者目録

1、中華人民共和国黒龍江省哈尔滨市外区北十九道街二二七号				
原 告	劉 孫	振 起	景 霞	
2、同国	黒龍江省哈尔滨市道外区大新街一二三号			
原 告	黑龍江省哈尔滨市道外区南十道街一一三号三单元八楼一号			
3、同国				
原 告				
4、同国	黒龍江省牡丹江市海浪路立新村			
原 告	邢 世 俊			
5、同国	黒龍江省牡丹江市愛民区铁路三路二六号楼二〇三号室			
原 告	仲 江			
6、同国	河北省景县王千寺乡司家洼村			
原 告	司 明			
7、同国	黒龍江省牡丹江市阳明区大庆办事处二委一七組			
原 告	孫 貴			
8、同国	黒龍江省双城市周家鎮東前村			
原 告	張 文 斗			
9、同国	黒龍江省双城市周家鎮東前村			
原 告	齊 淑 云			
10、同国	黒龍江省双城市周家鎮東前村			
原 告	正 剛			
原 告	廣 春			

日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害賠償請求事件訴状

11、同国

黒龍江省双城市周家鎮東前村

邢

淑芳

12、同国

黑龍江省双城市周家鎮東前村

劉

敏

原 告

劉

東京都新宿区本塙町四丁目四番 祥平館ビル九階

東京中央法律事務所（電話〇三一三三五三一九一二）

右原告ら三名訴訟代理人

弁護士

尾山

宏

東京都文京区本郷二丁目二一番六号谷口ビル五階

文京協同法律事務所（電話〇三一三八一八一六一五二）

同

小野寺

利孝

愛知県豊橋市吉田町二三五 タワーレジデンスHADA二〇一・二〇二

高和・川崎法律事務所（電話〇五三三一五三一三二七二）

同

高和直司

東京都港区芝四丁目五番一二号 三田ハイツ五〇二号

三田法律事務所（電話〇三一三四五二一八四六七）

同

兵頭

進

日本軍毒ガス・砲弾遺棄被害賠償請求事件訴状

東京都港区赤坂二丁目二番二一 永田町法曹ビル

及川法律事務所（電話〇三一三五八六一四五〇一）

同 及川信夫

東京都豊島区三丁目二八番七号 大木ビル三階

豊島法律事務所（電話〇三一三三三四一七三三三）

同 德岡宏一朗

東京都千代田区四番町八番地 東郷パークビル四階

青葉総合法律事務所（電話〇三一三三三一一五六二）

同 渡辺春己

東京都新宿区本塩町四丁目四番 祥平館ビル九階

東京中央法律事務所（電話〇三一三三五三一一九一二）

同 加藤文也

東京都新宿区愛住町一九番一六号 ハヤシビル四階

都民中央法律事務所（電話〇三一三三五五一三三四二）

同 南典男

東京都江戸川区船堀三丁目七番一一号 矢島ビル三〇三

(電話〇三一五六七四一七三四五)

同 林 和男

東京都新宿区愛住町一九番一六号 ハヤシビル四階

都民中央法律事務所(電話〇三一三三五五一三三四二)

同 笹本 潤

東京都千代田区四番町八番地 東郷パークビル四階

青葉総合法律事務所(電話〇三一三三二二一五三六二)

同 山田 勝彦

外別紙代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被 告
右代表者法務大臣
長尾 立子